

公文類聚第六十七編

昭和十八年

卷六十

官職門  
五  
雜載

國立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	12
類	2728

陸軍大臣	外務大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農林大臣	鐵道大臣	大蔵大臣	財務大臣
陸軍大臣	内閣總理大臣	内閣書記官長	法務局長官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣書記官長	法務局長官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣書記官長	法務局長官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官	内閣書記官

別紙  
行政事務の整理簡捷化及中央官

廳、権限、地方委譲等ニ關ス

八件

右閣議ニ供ス

行政事務ノ整理簡捷化及中央官廳ノ権限ノ  
地方委譲等ニ關スル件

昭和十八年三月十四日  
内閣

首題ノ件ニ關シテハ關係各廳及地方行政協議會長ヨリ夫々別冊ノ通  
意見ノ提出アリタル處右ノ内◎印ノモノハ至急實施スルヲ適當ト認  
メラルヲ以テ各廳ハ速ニ實施ノ措置ヲトルコト  
追テ右實施ヲ爲スベキモノノ種類別件數ハ別表ノ通

計	3	2				1						
		計	八	六	二	八	口	イ	計	口	人	
29	6	6	1			5	17	7	10	内閣		
3						3	2	1	外務			
219	24	193	9	26	65	8	87	2	2	内務		
192	97	310		5	257	8	40	125	40	85	大藏	
8	6	2				2				陸軍		
6	3	2				2	1	1		海軍		
8	1	2	1	1		5	5			司法		
73	31	40	2	4		18	16	2	2	文部		
155	56	81	2	6	21	13	39	18	9	厚生		
										大東亜		
491	115	340	29	120	1	77	113	36	36	農商		
243	33	199	34	1	122	3	39	11	1	10	軍需	
167	80	12	2	1	26	3	27	3	25	12	13	運輸通信
2							2	2				會計檢査院
1							1	1				貴族院
1							1	1				衆議院
788	452	1237	46	71	616	4	154	346	249	79	190	計

官廳事務ノ簡素化等調

記載例

- 1 行政事務ヲ廢止、停止又ハ簡易化  
ノ不廢止又ハ停止スルモノ
- 2 口、簡易化スルモノ  
許可認可事項等ノ整理
- 3 許可認可制度ヲ廢止スルモノ
- 4 口、許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ代ルベキ措置（届出制等）  
チ講ズルモノ
- 5 許可認可事務處理ニ一定ノ期限ヲ設定スルモノ
- 6 手續ヲ簡易化（様式ノ簡易化、經由廳ノ省略、上級廳ヘノ真認  
手續ノ省略等）スルモノ
- 7 其ノ他
- 中央官廳ノ権限ノ地方官廳ヘノ委譲
- 8 他省トシ共管ノ事項ノ開拓

二、本表ノ件數ニハ既ニ實施済ノモノ若干ヲ包含セリ  
三、ユノイニ計上シタル件數中ニハ官廳ノ權限ヲ統制會  
統制機關等ニ委譲スルモノ若干ヲ包含セリ

第三回 金銭

各廳業務ノ地方總委議及

官廳事務ノ徹底的簡素化  
二廳以上ノ共管ニ係リ、其ノ實施ニ付テハ  
引續キ考慮スルコトトスルモノ

一、行政事務ノ簡素化

(1) 許可認可事務ノ整理

實施ヲ適當トセザルモノ

恩給金庫ニ對スル許可認可事項ノ整理

都市計畫ニ關スル認可ヲ内務大臣ニ委譲

恩給金庫ニ對スル許可認可事項ノ整理

現行法令輯覽ノ追錄發行ノ毎月一回ヲ午四回ニ改ム

恩給金庫ノ借閱手續ノ簡易化

恩給金庫ノ離隔セル部局ノ支出官ノ分離

官廳補行誌月報・法令全書・職員錄ノ發行停止

昭和十九年三於テ行フベキ高等試驗ノ不施行

統計局業務中人口ニ關スル統計以外ノ諸統計調査事務停止

(五) 特許局關係事務ノ簡素化

特許出願ノ受付及審査ノ停止

各廳

官廳

- 都市計監ニ關スル認可ヲ内務大臣ニ委譲  
恩給金庫ニ對スル許可認可事項ノ整理  
現行法令轉覽ノ追錄發行ノ毎月一回ヲ年四回ニ改ム  
内閣文庫圖書ノ借覽手續ノ簡易化  
廳舍ノ離隔セル部局ノ支出官ノ分離  
官廳報表開示月報・沫金全體・職員錄・發行停止  
昭和十九年ニ於テ行フベキ高等試験ノ不施行  
統計局業務中人中半額木ノ統計以外ノ諸統計開示事務停止  
特許局關係事務ノ簡素化  
意匠出願ノ受付及審査ノ停止

- (同)特許、實用新案及商標ノ審査ニ當り出願公告及意見書徵收制度  
ノ停止
- (イ)査定不服ノ抗告審判ニ對スル大審院出訴停止
- (二)其他ノ審判事件ニ在リテハ抗告審判ヲ停止
- (三)特許權存續期間延長制度ノ停止
- (四)辨理士試験ノ停止
- (ト)特許局發明展覽會ヲ帝國發明協會へ移管
- (メ)營業廢止ニ依ル消滅商標整理事務ノ廢止
- (リ)意匠ノ審査ノ事務上ノ停止

内閣官房人事課

官廳事務ノ簡素化ニ關スル措置要綱

一、許可、認可事項ノ整理

(一) 給與及賞與ニ關スル認可

實行ノ(②) (イ) 退職賞與ノ認可（大正七年十一月二十日閣議決定）

年俸月割額六ヶ月分ヲ超ユル賞與ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ要シタル處、之ヲ改メ、退職當時ノ俸給月額ノ二分ノ一二勤務年數ヲ乗ジタル額以内ノ金額ニ付テハ認可ヲ要セザル

コトトスルコト

実行ノ(③) (ロ) 年末賞與ノ認可（同）

右)

実行ノ(④)

年俸月割制三ヶ月分ヲ超ユル賞與ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ  
要シタル處、之ヲ改メ、俸給月額ノ五ヶ月分ヲ超エザル範  
圍ニ於ケル金額ニ付テハ認可ヲ要セザルコトトシ且、認可  
申請イ場合は「於モ」個人別認可ハ之ヲ省略シ、賞與支給  
費綱ニ付包<sup>シ</sup>持<sup>ス</sup>的<sup>ス</sup>に認可を受ケ得ルコト<sup>スル</sup>コト  
奏任文官又ハ判任文官ノ俸給支給ニ關スル認可

(大正九年八月十七日閣議決定)

各廳職員タル者ヲ奏任文官又ハ判任文官ニ任用スル場合ノ  
俸給方現收入額以下ナルトキハ例ヘ初任又ハ再任ノ場合ノ  
給額ノ制限ヲ超ユル場合ト雖モ認可ヲ要セザルコトニ改ム  
ルコト。

○ 口官吏ノ海外出張ニ關スル認可(大正八年六月十六日閣議決定)

各省勅任官ノ海外出張ニ付テハ内閣總理大臣ノ認可ヲ要セ  
ルコトニ改ムコト。

(4) 進級、官等陞敍

武官（但佐官以下）及公立學校職員ノ履歷記載事項ハ左記ニ限  
定スルコト。

(5) 任官、任命

四 履歷記入事項ノ整備

内閣部内高等官閣内出張ノ認可  
各部局高等官ノ國內出張ハ部局長ノ専決事項ニ改ムルコト。  
ノ他勤務ニ關スル登載方法ノ改善策ニ付テ別途考究スルコト。

三 任免陞等發令手續ノ簡素化

各廳奏任官以下任免陞等ノ發令ニ付テハ其ノ都度各省ニ打合セ  
ツツアル處、爾今之ヲ省略シ、御裁可手續ヲ經タルトキハ、速  
ニ發令スルコト。

二 官報登載事項ノ整理

(6) 内閣部内高等官閣内出張ノ認可

各部局高等官ノ國內出張ハ部局長ノ専決事項ニ改ムルコト。

(①)

(②)

五 其ノ他

(一) 上奏用紙並其ノ規格ノ統一

各省ノ上奏用紙ハ區々ニシテ用紙頗ル上質ノモノ又ハ規格外ノモノ少ナカラザルニ依リ之等ヲ一定ノ適當ナル紙質並規格ハ日本標準規格B5ノモノニ統一スル様措置スルコト。(尙本件ニ付テハ目下具体化スベク準備中ニシテ近ク實施ノ見込)

(二) 宣制改正

(一) 豫備役、補充役、退役(武官ニ付テ)

(二) 犯戒

(三) 休職、退職、休職滿期、復職、失官、免官

(四) 各種辭令用紙ノ使用ニ關スル改善  
内閣部内ノ嘱託ノ任命辭令及高等官以下ノ勤務辭令用紙ハ其ノ紙質ヲ下ゲテ他ノ通常ノ用紙ヲ用フル様措置スルコト。  
尙其ノ他ノ辭令用紙ニ付テモ其ノ改善策ヲ考究スルコト。



② 勅 詔 演習召集免除ノ認可等 勅令ノ改正ヲ要スル事項ニ關スル事務ノ簡素化ニ付テハ 関係方面ト連絡ノ上篤ト考究スルコト。

(6)  
⑥  
⑦

◎検査事務の簡素化

國政運営要綱ニ基ク會計検査院措置案

(會計検査院)

本院検査事務の簡素化ニ付テハ屢次ニ亘リ時局ノ要論ニ應スル如ク計算證明規程ヲ改正シ計算證明規程毎時特例ヲ設クル等既ニ相當之ヲ實行シ來リタル處ニシテ決算検査確定ノ責務ニ鑑ミ之ヲ簡素化スルニ既度アルモ此ノ際更ニ之ニ検討ヲ加ヘ證明回数ノ減少、記載内容ノ簡化添附書類ノ省略ヲ圖リ又委託検査ハ從來大體普通物品ノ範囲ニ止メ但ルモノ之ヲ擴張シ進ンテ金錢出納ニ關シテモ相當程度其ノ検査ヲ各課ニ委託スル等出來得ル限り政府今次ノ方針ニ即應セントス

貴族院五十年史編纂事業、一時之中止其ノ事業ノ整理ヲ行フモノト

(貴族院臺灣局)

(衆議院事務局)

本院憲政史編纂會ノ行フ憲政五十年史編纂事業ヲ一時中止シ整理テ行フ  
モ、ノトス

大日本帝国政府

東北興業株式會社、業務部、鹽督二門六件

一九三八年九月十九日定額

18.11.11  
印

(◎内閣告示第三十六號  
戰時行政職權特例第七條ノ規定ニ依リ左ノ  
通定ム)

昭和十八年十一月十九日

内閣總理大臣 東條 英機

東北興業株式會社ノ業務ニ關スル左

ノ職權ハ戰時行政職權特例第六條ノ長官タ

ル官城縣知事ニ之ヲ委任ス

東北興業株式會社法第九條第十二條第

十八條第二十條及第二十一條ノ認可效

トス

ニ第二十二條ノ命令

前項ニ基半戰時行政職權特例第六條ノ長官

タル官城縣知事ノ行フ職權ニ付テハ同縣知

事ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承クルモノ

トス

第十九條ハ 銀行等ノ他ノ職務従事

第二十條ハ 債券券行ハ況可

第十八條ハ 借入金ハ況可

第十九條ハ 利益金又ハ況可

第二十一條ハ 事業計画ハ況可

第二十二條ハ 監督上其他ノ命令

18.11.11  
印

(外務省)

◎外務省事務中許可事項ハ現在ノ處旅券ニ關スルモノナルガ右事務ノ開捷化ニ付テハ關係官廳ト協議ノ上別紙甲號ノ速實施シ度意見ナリ

別紙甲號

海外渡航手續簡捷化案

第一 普通旅券

(一) 普通旅券下附手續ノ現狀

現在普通入ニ對スル旅券下附ハ概々佛印、「タイ」國及同地方經由  
南方占領地行旅行者ニ賜ラレ現在一ヶ月ノ願書取扱件數ハ約二百五  
十通ニ達シ尙漸増ノ傾向ニアル處現行旅券規則(昭和十年七月二十一  
二日外務省令第八號)ニ依リ旅券下附出願者ハ左記書類ヲ地方長官  
ニ提出スルヲ要ス

一、旅券下附願書

二、身元申告書

三、戸籍謄本又ハ抄本

四、寫真三葉

五、派遣セラルモノハ派遣責任者ノ保證書

六在外公館長發給ノ呼寄、再渡航等ニ關スル證明書、軍發給ノ證明書

(四) 論議手續ノ現状

イ、地方廳ハ旅券下附願書ヲ審査ス右審査ニ要スル時日ハ地方ニヨリ又願書ノ内容ニヨリ一定セズ

右テ受理シタル地方廳ハ意見ヲ付シ一件書類ヲ外務省ニ送付ス其間ニ要スル日數ハ通常三日乃至一週間程度ナリ

ロ、外務省ニ於テハ地方廳ヨリ送付ノ書類ヘ直チニ之ヲ審査シ必要ナル際ハ關係廳ト協議シ渡航許可差支ナシト認メタルモノニハ旅券ヲ作成シ一件書類ト共ニ當該地方廳ニ送付ス之ニ要スル日數ハ一日乃至二日ナ、旅券下附申請者中大部分ハ單ノ證明アルモノ及呼寄竝ニ再渡航多ク申請件數ノ約八割ハ外務省理リニテ處理セラレツツアリ

渡航目的其他ニ就シ大東亞省等關係官廳ニ協議スル場合ニハ之ニ

要スル日数一日乃至一週間程度

ハ、至急出發ヲ要スルモノニ對シテハ外務省ニ於テ便宜願書ヲ受理  
シ直チニ旅券ヲ作成シ本人ニ直接交付シ一件書類ハ後日當該地方  
廳上添付ス

右簡易旅券下附取扱ハ身元判明セル者ニ限ルモノナリ

(6) ② 旅券下附手續簡易化案

一、軍ノ指示ニヨリ南方占領地ニ渡航スル者便船ノ都合上佛印、「タ  
イ」國ヲ經由スル場合ノ旅券下附頤ニ對シテハ當該地方廳ノ認定  
ニ依リ身元申告書、戸籍抄本及保證書ノ添付ヲ省略セシムルコト。  
二、身許判明セル再渡航者ニ對シテハ戸籍抄本及保證書ノ添付ヲ省略  
セシムルコト

三、右ノ場合至急出發ヲ要スル向ニ付テハ旅券簡易下附取扱ニヨリ外務  
省ニ於テ便宜願書ヲ受理スルコト

四、添付簡易三枚中外務省控ヘ省略シ右ヲ二枚トスルコト

右願書ニ、雇主ノ保證書、戸籍抄本及寫眞ヲ添付スルモノトス  
口、地方長官ノ身元調査ヲナシ、出漁差支ノシト認メタルモノニ對

ケ月期ニ差出スヲ要ス

六、外務省ニ於テ審査作成、審査及旅券作成ヲ一段ト敏速化スルコト

#### 第二露領行漁業労働者渡航手續

##### (1) 渡航手續現狀

イ、露領行漁業労働者ハ、雇主ヨリ渡航ノ都度渡航者ノ本籍又は寄留地、六名景、生年月日ヲ記載シタル漁業労働者名簿三通ヲ各渡航者ノ本籍地又は寄留地タル地方廳別且出發港別ニ調成シ之ニ渡航者ノ本籍地又は寄留地ヲ管轄スル地方長官宛ノ渡航許可願書三通添付、上所附證書ヲ經由シ當該地方廳ノ渡航出發ノシタルモノ

ケ月期ニ差出スヲ要ス

シテノミ渡航許可ヲ與ヘ、労働者ノ出發港警察署長ハ右ニ基キ履

主ヨリ提出スル渡航者名簿ニ渡航證明ヲナス

(二) 現行法改正經緯

露領行漁業労働者ハ移民保護法施行細則第一條ニ例外規定ヲ設ケテ  
移民階級ヨリ除外シ極メテ簡易ナル方法ヲ以テ渡航ヲ認メ來リタル  
處其後「ソ」聯ノ赤化宣傳竝ニ本邦ニ於ケル共産黨運動ニ鑑ミ取締  
上再ヒ之ヲ移民トシテ取扱ヒ地方長官ノ渡航許可ヲ受ケシムルコト  
トナリ昭和三年十二月十五日外務省令第一二號ヲ以テ前記例外規定  
ヲ削除シ漁業労働者ノ特殊ノ性質ニ基キ新ニ移民保護法施行細則取  
扱手續ヲ追加セリ

右改正ハ取締官廳ノ希望ニ基クモノナルガ最近労働者不足ノ折柄右  
手續ハ労働者ノ募集ヲ一段ト困難ナラシメ出漁ニ少カラサル支障ヲ  
生ジツツアリ

(三) 簡易化案

- ◎ 一、規行渡航許可制度ヲ廢止シ出發港警察署長職リ渡航證明手ナリ  
ムルコト
- ◎ 二、移民保護法施行細則ヲ改正シ露領行漁業勞働者ヲ移民階級ヨリ  
外スルコト

監査委員及許可認可等ノ基準理廢止中愈張ナルモノ 内務省

第一 地方債ノ關係	項 目 規 則	附 係 法 規 則	在 採 ラ ン ト ス ル 措 置
一、地方債ノ起債ニ關スルモノ			
(1)都及府縣債ヲ起シ又ハ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ若ハ變更スルコトノ許可	東京都制二三六條 府縣制二四七條 全施行令二八八條	内務大臣及大臣ノ許可 合計額ニ付テハ内務大臣 大藏大臣協議ノ下スルト 共ニナルベク包括的ニ許 可スル取扱トシ且添附書 類ヲ簡易ニス	
(2)市町村債ヲ起シ又ハ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ若ハ之ヲ變更スルコトノ許可	市制 一六七條 町村制 一四七條 市制施行令 五九條ノ二 六〇條	内務大臣及大臣ノ許可 管 (資金総合計額ニ付テ ハ内務大臣大藏大臣協議 ス) トスルト共ニナルベ	八大都市ハ内務大臣ノ專

大藏省

昭和十八年十月八日

△印鑄年外金額①=銅錢入

國內態勢強化ニ關スル措置具體案  
(行政事務ノ簡素化、許認可事項等  
ノ整理及地方官廳へノ權限委譲)

イ、廢止又ハ停止スルモノノ  
行 政事務の廢止、停止又ハ簡易化

左記事項ノ官報登載ヲ廢止スルモノノトス（本件ハ各省同時ニ

實行ヲ可トス）

（一）辭令欄登載事項

俸給

各種委員ノ任免

外國出張ノ命令

（二）官廳事項欄登載事項

本籍地變更

族稱變更

閣議決定ニ依ル委員會等ノ規程及委員ノ任免  
許可認可事項等ノ整理

一備考一内閣ニ於テ實加セラレ度キモノ

左記事項ニ對スル内閣ノ認可又ハ左記ノ制度ヲ廢止スル力又  
ハ括弧内之如タ<sup>簡</sup>素化スルコト

(1) 勅任官ノ外國出張一大東亞共榮圈内ヘ内閣ノ認可不要トスル  
コト一

(2) 奏任官ノ初任級一現行各號表ヲ通ジ七級以上ヲ一號表二號表  
ニ付テハ六級以上、三號表ニ付テハ四級以上トスルコト、現行  
行規定ニ依ルトキハ優遇奏任官ノ如キハ總テ認可ヲ必要トス  
ル實情ナリ一

(3) 判任官ノ初任級一現行四級俸以上ヲ二級俸以上トスルコト一

(4) 退官休職死亡者賞與一現行六ヶ月ノ限度ヲ十ヶ月トスルコト一  
國高等官年貲度末賞與一現行三ヶ月ノ限度ヲ八ヶ月トスルコト一  
内奏任官ノ休職復職(報告ニ止ムルコト)

コト、少ダトモ任期満了再任ノ場合、貳八職務、評議會、參

3、

與理事、邊任ノ如キモノハ屬議不要トスルコト

3、中央官廳ノ權限ノ地方官廳等ヘノ委譲  
地方部局判任官以下ノ任免、昇級、晉格銓衡等ノ事務ヲ地方部  
局長ニ委任スルモノトス

- (注) 1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化  
イニヤ廢止又ハ停止スルモノ  
各種統計ニ關シ再検討ヲ加ヘ之ヲ簡素化シ又ハ停止ス  
○主稅局統計年報書ノ刊行ハ之ヲ停止ス  
○各財務局ニ於ケル稅務統計書ノ刊行ハ之ヲ停止ス  
○日本邦對外貿易概況ハ旬報一作成ハ之ヲ停止ス  
口、簡易化スルモノ  
○各種租稅ニ付稅額ノ計算ヲ單純化ス(例、十錢未滿端數ノ整理)  
二、租稅ノ過誤納金ノ還付手續ヲ迅速簡易化スルモノトス  
○過誤納金還付ヲ爲シ支拂テ稅務署長ヨリ財務局長へ請求シ  
財務局長ヨリ納稅者ヘ支拂ヒ居ル現行制度ヲ改メ原則下シ  
テ稅務署長が過誤納決定ト同時ニ直ニ納稅者ヘ支拂ヒ得ル  
モノトス(會計規則ノ改正ヲ要ス)

- 手續等モ差支ナキ限り簡略化シ納稅者ノ利便ト事務ノ迅速化ヲ圖ルモノトス
- 三、各種間接稅ノ課稅方法ノ簡素化ヲ圖ルモノトス
- (一)砂糖消費稅擔保制度ヲ簡易化スルモノトス(砂糖消費稅法施行規則ノ改正ヲ要ス)
- (二)織物消費稅ノ課稅方法ヲ簡素化スルモノトス(課稅標準價格ノ設定方法ヲ簡略化スルト共ニ申告課稅制度ヲ考慮ス)
- 四、各種租稅(地租・所得稅等)ニ付一定金額以下ノモノノ納期ノ回數ヲ整理スルモノトス
- 五、日滿間ノ關稅制度及通關手續ノ徹底的簡素化ヲ圖ルモノトス
- 六、輸出スル物品ニ使用スル輸入原料品ノ輸入稅ノ戻免稅制度ノ整理ヲ行モノトス

輸入品ノ保稅ノ整理ヲ行フモノトス

輸入品ノ加工製造輸出ヲ目的トスル保稅工場ハ大半其

ノ機能ヲ喪失セルト共ニ其ノ保有外貨原料品ノ處理毛概未

完了セルヲ以テ之等保稅工場ハ逐次之ガ特許ヲ廢止スルモ

ノトス

(備考) 以上ノ外稅制一般ノ簡素化ニ付テハ增稅案ト關聯シ且  
下研究中

原眷品ノ辰免稅ノ整理ヲ行フモノトス

中和工場ノ整理ヲ行フモノトス

輸入原料品ノ加工製造輸出ヲ目的トスル保稅工場ハ大半其  
ノ機能ヲ喪失セルト共ニ其ノ保有外貨原料品ノ處理毛概未  
完了セルヲ以テ之等保稅工場ハ逐次之ガ特許ヲ廢止スルモ

- 2  
イ、許可事項等ノ整理
- 各種間接税ニ關スル許可、認可、承認等ノ事項ヲ整理ス
- 内地移入糖ノ移入地變更承認、積換承認、卸承認ヲ廢止ス
- ルト共ニ移入、積換、積卸、庫入、藏置、引取ニ關スル諸手
- 續ヲ簡素化ス（砂糖消費稅法施行規則ノ改正ヲ要ス）
- ニ、報告届出事項ヲ整理スルモノ
- 六、通牒又ハ依頼等ニ基ク報告届出ヲ大巾ニ整理スルモノトス
- 例、
- (一) 主要織物取引價格調ハ之ヲ廢止スルモノトス
- (二) 物品稅、遊興飲食稅及特別行爲稅ノ大納稅者調ハ之ヲ廢止スルモノトス
- (三) 遊興飲食宿泊料金未收額表、遊興飲食稅場所別料金別課稅高表、入場稅場所別料金別課稅高表ハ年四回ニ改ムルモノトス（現在毎月）

一、各種間接税ニ關スル許可、認可、承認等ニ關スル事項ヲ可及  
的ニ財務局又ハ稅務署ニ委譲スル干ノトス

例、

(一)印紙模造證紙ノ許可ノ權限ハ之ヲ財務局長ニ委任ス(印紙  
模造取締規則ノ改正ヲ要ス)

(二)非課稅骨牌ノ認可ノ權限ハ之ヲ財務局長ニ委任ス  
自砂糖内地移入場ノ指定ニ關スル權限ハ之ヲ稅務署長ニ委任

ス(砂糖消費稅法施行規則ノ改正ヲ要ス)

三、酒類ノ生產及配給ニ關スル事務ヲ可及的ニ財務局長又ハ稅務  
署長ニ委譲スルト共ニ之ガ實際事務ハ極力之ヲ各種統制機關  
ヲシテ擔當セシム

例、

(一)酒類ノ製造免許及增石是認ノ稟議事項ヲ極力整理ス

(酒類ノ價格ニ關スル事務ヲ司及的ニ財務局長ニ委任ス (酒類價格規則ノ改正ヲ要ス)

三、特別行爲稅犯則處分ノ寢議ハ之ヲ廢止スルモノトス

（發給管財局）

一、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化  
イ、廢止又ハ停止スルモノ

一、國有財產増減報告書及國有財產現在額報告書ヲ議會ニ報告ス  
ルコトヲ停止スルモノトスヘ國有財產法第三十六條第二項ノ  
適用停止ノ特例法ヲ制定スルノ要アリ

二、寺院境内地處分ニ關スル事務ヲ停止スルモトス

ミ、許可認可事項等ノ整理

該當事項ナシ

三、中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委譲

一、國有財產法施行令第二條第一項ニ依ル引繼茲ニ第三條及第四條  
ニ依ル管理換、公用財產ノ用途變更、財產價格十萬圓未滿ノ官  
民有地ノ交換、寄附受納、雜種財產ノ種別換及營林財產ノ目的  
廢止ニ關スル協議並ニ同施行令第五條ニ依ル土地ノ買入等ニ關

スル通知ヲ受ケタル場合總テ起務局長限り處理シ得ルモノトス、  
ハ國有財產法施行令二條一項、三條、四條及五條ニ對スル事例  
ヲ制定スルノ要アリ。

二、雜種財產ノ管理換ノ場合ニ於テハ價格千圓未滿、現在ハ內務省  
所管公共用財產ト爲ス場合ニ於テ臺帳價格百圓未滿ノトキニ限  
ル、財務局長限り處理シ得ルモノトス

三、雜種財產ノ賣拂ニ付裏議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノ  
トス、會計規則一一〇條一項六號、一一四條一項七號ノ改正ヲ  
要ス。

四、雜種財產ノ讓與ニ付裏議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノ  
トス。

五、雜種財產ノ交換ニ付裏議セシムベキモノノ範圍ヲ財產價格十萬  
圓以上、現在ハ全部ニノモノトス但シ交換差金ノ支拂ヲ要スル  
モノニ付テハ全部裏議セシムルモノトス。

六、雜種財產トナルベキ財產ノ寄附受入ニ付テハ財務局長限り處理シ得ルモノ、現在ハ全部裏譲一トス。

七、雜種財產ノ貸付ニ付裏譲セシムベキ年率ヲノ範圍ヲ變更スルモノハ、財政委員會計規則一一〇條一項四號、一二四條一項六號ノ改正ヲ要ス。

八、雜種財產合貸付契約ノ更新、貸付料其人他契約全條項ノ變更等付裏譲セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノトス。

九、國有財產法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ賣拂、譲與又ハ貸付タルモノトスヤハ申テノ事。

十、國有財產法第二十三條ノ規定聲張リ賣拂又ハ貸付チ爲サンタルモノハ、該化場合裏譲セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノトス。

一一、其ノ他雜種財產ノ管理處分ニ關スル事務ニ付裏譲又ハ報告セ

トハ、専令本部事務項チ縮少スルモノトスベシ。本部掌令第

國民政府農業部農業司農業科農業統計課

農業統計課長官印  
農業統計課長官印  
農業統計課長官印

## 2、許可認可事項等ノ整理

### 二、報告届出事項ヲ整理スルモノ

國民政府組合法施行規則第二十八條ノ三ニ基ク組合貯蓄取扱機  
團ヨリノ組合現勢報告書ハ勤務先預金受入主體ヨリノモノ  
ヲ除キ之ヲ廢止ス（同施行規則ノ改正ヲ要ス）  
ホ、手續ヲ簡略化スルモノ

一、國民政府組合取扱規程第四條ニ依ル代表者名義、組合貯蓄  
團認可ニ附スル地方長官ノ報告ヲ廢止ス  
ノ、ノ附表ヲ簡略化ス

3、中央官廳ノ催限ノ地方官廳ヘノ委譲  
該當事項ナシ

- 一、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化  
イ、廢止又ハ停止スルモノノ
  - 各種税金ニ臨シ再検討ヲ加ヘ之ヲ簡素化シ又ハ廢止スルモノ  
トス
- 例、
- 丁 大藏省預金部統計書
  - 刊行停止
- 二 大藏省預金部地方省金融通規況  
刊行停止
  - 三 大藏省預金部内地地方省金融通規況  
刊行停止
  - 四 預金部資金運用一覧別明細書  
刊行停止

簡易化スルモノ  
各種取引書類は次第に様式名稱ノ如御字様ヲ定め、上う  
駿止スルモノトス（昭和七年省令第三十號改正手帳中）  
例、  
普通地方會金及特殊地方會金、災害補助會金、巨額好創設  
懇持會金、勞務者住宅建設會金、中小商人業者金儲貯通會  
金及販賣運輸會金等）ノ開會又ハ供給決定ニ關スル關係各  
省トノ協議ハ之ヲ駿止ス  
同右會金中勞務者住宅建設會金及中小商人業者金儲貯通會  
金ノ供給決定ニ何テハ既ニ協議手續駿止スルナリ  
2 許可認可事項等ノ整頓  
二、報告、届出事項ヲ整頓スルモノ  
一、預金部會金貸付一口別報告（經由機關ヨリ毎月一  
駿止一昭和七年省令三十號改正手帳中）

八預金部所有有價證券受入通知書（日本銀行各店ヨリ其ノ都度）

七預金部預金中特別會計預算ノ受入・拂出其ノ他ノ諸報告書（日本銀行ヨリ其ノ都度）

六預金部資本運用報告書（經田機關ヨリ毎年一回）

五預金部資金運用報告書（年一回運用委員會ニ報告）  
簡略化

四借用政務減縮命令書（日本銀行ニ合送ノモノ）  
廢止

三地方法規適用證書内詳書（日本銀行各店ヨリ毎月一回）  
廢止（右向）

二預金部資本運用取扱報告書（日本銀行ヨリ毎月一回）  
廢止（左向）

九、預金部所有借入預金券發行額（日銀銀行各店等毎月）

年四回ニ改ム

十、預金部地方資金借入申込書（借受認證ヨリ）昭和七年省令第

三十號改止手續中

十一、預付借入人分借入申込書ハ銀行等經由機関ヨリ之ヲ提出セシ  
ムルコトトシ取扱ラ簡易化ス

〔二〕地方公共團體分ラ連記式トス

〔三〕由張所經由貯貯等

十二、預金部資金交付申請書（市町村・水利組合ヨリ）右向  
出張所經由貯貯等

十三、中央官廳ノ懼限ノ地方官廳ヘノ委譲

十四、八大市以外ノ市町村ニ對スル預金部地方資金ノ全部ノ融通決定  
ヲ財務局ニ委任スルモノトス

(理財局) (資金調達法及經理統制令關係ヲ除ク)

1、行政事務ノ廃止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

二、定期的刊行物其ノ他各種刊行物ヲ再検討シ之ガ整理ヲ行フ

(一)國債統計書ノ刊行ヲ停止ス

(二)國債額明細書ハ毎月一回作成シ居ル處之ヲ年四回(三六九

一二月)ニ改ム

三、官報登載事項ノ整理ヲ行フ

小額紙幣發行高、貨幣發行高、國債額、鐵道買收公債其ノ  
他交付公債交付、產業設備營團ガ買收代價トシテ交付スル  
國債證券ノ交付價格及國債證券買入銷却ノ官報登載ヲ停止  
ス(小額紙幣發行高ニ付テハ昭和十三年六月大藏省令第三  
二號ノ改正ヲ要ス)

四、恒例的發表等ニ付キ整理ヲ行フ

（イ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（ロ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（ハ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（シ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（ス）國債登録簿の記入欄の簡素化

（ウ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（エ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（オ）國債登録簿の記入欄の簡素化

（カ）國債登録簿の記入欄の簡素化

ガ 設備ノ買收代價トシテ交付スル國債證券ノ交付價格、通常ノ國債證券買入額及額債所有者所持額（額面）調ノ

新聞發表ヲ停止ス

## 四、簡易化スルモノ

### 一、國庫事務ヲ簡素化ス

會計諸手續ノ簡素化ト關聯シ目下研究中

### 二、國債事務ヲ簡捷化ス

#### (一) 國債登録制度ヲ簡易化ス

- (ア) 乙種登録制度ヲ停止スルモノトス（國債ニ關スル法律ノ改正ヲ要ス）

- (イ) 甲種登録簿副本ノ作成ヲ停止シ、登録請求書副本ヲ以テ代用スルモノトス（國債規則ノ改正ヲ要ス）

- (ロ) 寄託供託無記名國債證券ヲ差入ノ儘登録國債ト爲シ同時

ニ 證券ノ 附記 登録 テ 稽ス コトトスルモノトス (官令キ定)

ヲ要ス

(D) 登録國債ノ記名中非法入國體ニシテ代表者又ハ管理者ノ  
主メアルモノニ付テハ國體名ヲ以テ登録スルコトニ改ム  
ルモノトス (國債規則ノ改正ヲ要ス)

(E) 白紙及未完成證券ハ印刷局及當該證券印刷機關ニ於テ保管  
セシムルモノトス (日本銀行國債事務取扱規程ノ改正ヲ要ス)  
見本證券ハ總テ取扱店ニ交付スル副度ニ改ムルモノトス、國  
債規則ノ改正ヲ要ス)

(F) 一時賜金公債法ヲ改正シ同公債ハ無記名證券ヲ以テ交付シ  
得ルコトトスルモノトス (昭和十五年法律第六九號ノ改正  
ヲ要ス)

陸海軍省ヨリノ特別賜金公債及一時資金公債發行請求書ノ  
氏名別内譯書ヲ省略スルモノトス (昭和十四年大藏省令第

二〇號及昭和九年大藏省令第二二號ノ改正ヲ要ス)

國債持子ニ對スル誤稅ハ總テ支拂當時ノ稅率ニ依ルモノトス(法律制定ヲ要ス)

(五)國債ノ元利拂ニ付テハ當分ノ內消滅時效ノ援用ヲ停止スルモノトス(法律制定ヲ要ス)

(六)交付公債ノ交付請求權十載シ十年ノ消滅時效期間ヲ定ムルモノトス(法律制定ヲ要ス)

(七)國債計算書ヲ簡略化スルト共ニ各種帳簿、調書、報告等ヲ簡素化スルモノトス

2、許可認可事項等ノ整理

イ、許可認可概度ヲ廢止スルモノ

高級印刷物製造等統制規則第三條及第四條ノ規定ニ基キ高級印刷業者ニ對シ「地方債證券、社債券、株券其ノ他ノ出資證券及保証證券ノ凹版印刷以外ノ方法ニ依ル印刷ニ付テハ大藏

大臣ヨリ別紙ノ指示アル場合ノ外ハ昭和十九年辰未迄大蔵大臣ノ許可ヲ受タルコトヲ要セザル旨」ヲ指示シ斯カル印鑑ノ許可申請ヲ不要ナラシムルモノトス

右、許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ代ルベキ措置（起出等）ヲ講ズルモノ

一、取引所及取引員ニ關スル許可認可事項ニ付左ノ指置ヲ講ズ

(1)各種許可認可事項中市場規則、業務ノ執行ニ關スル規定其ノ他諸規定ノ變更ニ付テバ輕微ナルモノニ在リテハ認可ヲ不要トシ報告ヲ以テ足ルモノトス（日本證券取引所法施行規則ノ改正ヲ要ス）

規則ノ改正ヲ要ス）

(2)有價證券市場ニ於ケル實物取引ノ上場銘柄ニ付等案ノ輕微ナルモノニ在リテハ認可ヲ要セザルモノトシ報告ヲ以テ足ルモノトス（日本證券取引所法施行規則ノ改正ヲ要ス）

二、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、高級印刷機械造等統考規則第七表第一項ヲ削除スルト共ニ同  
様第二項及附屬様式第一點ヲ改正シ一般高級印刷業者ヨリノ  
印刷實績等ニ關スル報告書ノ様式ヲ廢止スルト共ニ指定高級  
印刷業者ヨリ徵スル報告書ノ様式ヲ簡素化スルモノトス

二、日本證券取引所法ニ基ク諸報告届出等項ニ付左ノ措置ヲ講ズ  
ルモノトス

(一) 取引所ヨリ政府ニ提出スベキ諸報告ニ付

(A) 每月末ハ事業ノ概況ノ報告書ハ記載事項ヲ簡略ニス  
必ズシモ總裁ヨリ大藏大臣ニ送由セシムルコトナク事ノ  
輕重ニ應ジ各部長ヨリ局長ヘノ報告、或ハ監理官ヘノ報  
告テ以テ足ルモノトス

(B) 報告書類ノ記載事項及形式ヲ可及的簡素化セシメ様式ニ  
拘泥セザル如ク指導スルモノトス

(C) 場合ニ依リテハ口頭リ報告ヲ以テ足ルモノトシ時宜ニ依  
リ報告ヲ省略セシムル等從來ノ報告等項ヲ整理ス

(取引員ノ報告書及書印規制ヲ簡略化又ハ改訂スルモノトス  
(日本證券取引所法施行規則ノ改正ヲ要ス)

ホ、手續ヲ簡易化スルモノ

取引員ノ免許、有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ取次等ノ認可、取引員業務以外ノ他ノ業務經營ノ認可等ノ各申請書ニ添附スベキ書類ヲ整理ス

3、中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委譲

企業整備資金賃貸法ニ基シ許可認可事項中生活費又ハ納稅ニ充ツル爲ノ特殊決済ノ免除又ハ特殊決済債権ノ資金化ニ付許可認可ノ基準ヲ定ムルト共ニ日本銀行(支店ヲ含ム)限りニテ具體的案件ノ處理ニ當ラシムルモノトス

(外務局)

一、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

外國爲替管理法施行規則ヲ改正シ左記事務ハ之ヲ廢止スルモノトス

一、外貨證券ノスタンプ押捺（外國爲替管理法施行規則第四十條）  
二、外貨證券ノスタンプ押捺命令（同規則第四十一條）

ロ、簡易化スルモノ

一、產金法及同法關係法令ニ基ク許可事務中金箔、金粉ノ使用許可ニ關スル事務中左記ノモノニ付テハ從來ノ個別的許可ヲ改メ統制團體ニ對スル一括許可ヲ以テ足ルモノトシ事務ノ簡易化ヲ圖ルモノトス

(イ)佛壇、佛具用ノ金箔ノ使用許可ニ付テハ社團法人日本神佛具統制會ニ對スル一括許可

## 都 定 命

日本銀團等ノ主要銀行會員、證券業者、主計官等の監督司  
有ナハ、社員法入日本銀行取引上、總務會ニ鑑スル一括許可  
二、外國爲替管理制度ニ基ク包括許可制ノ徹底化ヲ圖リ許可事務  
ノ簡易化ヲ圖ルモノトス

### 2、許可認可事項等ノ整理

イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

一、外國爲替管理制度施行規則ヲ改正シ左記許可制度ハ之ヲ廢止ス  
ルモノトス

(1) 在内外貨證券ニシテ支拂期日到来セルモノノ爲替銀行ニ對  
スル取立依頼等ノ義務規定(外國爲替管理制度施行規則第三  
十四條)

(2) 在外外貨證券ノ元利等ノ支拂期日到来セルモノノ回收義務  
規定(同規則第三十五條)

(3) 無爲替輸出證券等ノ代り金回收義務規定(第三十九條)

國

第三十七ヨリ開港支ニ貨物輸入又ハ資金移動ノ爲ノ第三國所

在庫處分ノ取締規定（同規則第五十五條）

（五）在外財産ノ無償又ハ不當廉價處分ノ取締規定（同規則第五十七條）

（六）在外財産ノ賣却代り金回収義務規定（同規則第五十八條）

（七）第三國ノ事業利益金回収義務規定（同規則第六十條）

（八）外國間運賃ノ第三國運賃ニ依ル受領義務規定（同規則第六十二條）

（九）爲替銀行ノ在外銀行ニ對スル預外資金貸越金取締規定（同規則第七十五條）

（十）爲替銀行ノ第三國ニ於ケル資金保有限度取締規定（同規則第七十六條）

（十一）爲替收引媒介業者ノ業務取締規定（同規則第八十五條）

（十二）各地域間爲替及信用狀取引ニ對スル承認制度ヲ廢止ス

- 三、特許證書等を有する者ハ、テ入、出ニスル預ケ金ノ引出ヲ許可不  
可トス（外國人、外國人係員、取締役ニ基シ告示ヲ無ス）
- 四、銀行、保険會社、營團等ノ敵產管理人ニ該シテハ互ノ行爲ニ  
付許可又ハ承認不要トス（信託會社ニ付テハ既ニ大半實行中）
- （一）敵產管理人ノ爲ス本邦通貨ノ取扱並ニ動産、有價證券等ノ  
處分ノ内、金額千圓未滿ノモノ
- （二）本邦人使用人ニ對スル給料ノ支拂
- （三）管理ノ爲必要ナル費用ノ支拂ニ充ツル爲本邦銀行ヨリ一箇  
月ヲ通ジ千圓未滿ノ自己名義ノ預ケ金（特殊財產管理勘定  
ヲ含ム）引出ヲ爲ストキ又ハ該引出ニ因リ取得シタル本邦  
通貨ヲ處分スルトキ
- 五、右ニ伴フ特殊財產管理勘定ヨリノ支拂ニ付テハ管理人タル正  
金銀行ニ付テモ承認不要トス
- 二、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、外國爲替管理法開保證合ニシテ報告單正則ノモノハ之ヲ廢止  
又ハ提出回數ノ減少ヲ圖ルモノトス

(一)顧客ト爲替銀行トノ豫約爲替取引及信用狀取得ニ關スル報告

三種 廢止

二種 廢止

一種 廢止

一種 提出回數減少

二種 提出回數減少

告示ラ表ニ付テハ之

二、通牒又ハ依頼等ニ基ク報告事項ニシテ左記ノモノニ付テハ之  
ガ廢止又ハ提出回數ノ減少等ヲ圖ルモノトス

(一)在第三國店舗借用狀手形買取報告、在支店舗軍票及金圓券  
在高報告、在支店舗貸出實績概報、在外店舗爲替取引明細

本邦之監督、監理等の権限、實權を有する者、即ち、中央官廳、外國爲替官廳、及同法關係法令ニ基ク權限中左記ノモノニ付テハ之ガ地方官廳、日本銀行、爲替銀行等ヘノ委譲ヲ得スモノトス

- 一、銀行關係
- (一)關東州滿洲國關係爲替管理ニ關スル許可ノ權限ハ日本銀行ニ委任ス
  - (二)輕微ナル許可書、該項變更ニ關スル權限ハ日本銀行ニ委任ス
  - (三)被仕向送金爲替許可ニ關スル權限ノ一部ハ之ヲ日本銀行ニ委任ス
- 二、中央官廳ノ權限ノ地方官廳等ヘノ委譲
- 外國爲替官廳及同法關係法令ニ基ク權限中左記ノモノニ付テハ之ガ地方官廳、日本銀行、爲替銀行等ヘノ委譲ヲ得スモノトス

提出回數ノ減少

一 種

廢止

(一)海外業ニ於ケル爲替監督及拂面報告

免職止

(二)敵產獎勵報告

3

- 一、委任事務
- (一) 主要ナラザル園内各地域向送金ノ許可ニスル額限ハ之ヲ日本銀行ニ委任ス
  - (二) 在外者ノ債務ニ對スル擔保提供又ハ保證ニ國スル許可ノ事務中金額百萬圓程度以下ノモノハ之ヲ日本銀行ニ委任ス
  - (三) 旅行者兩替商等ノ外國還貨賣買ニ關スル許可ノ權限ハ日本銀行ニ委任ス
  - (四) 通貨輸出許可事務ノ一部ハ税關ニ委任ス
  - (五) 通貨輸入許可事務ニ關スル權限ハ之ヲ税關ニ委任ス
  - (六) 證券輸入許可事務中中華民國ヨリノ戰爭國債債券ノ輸入携帶輸入ヲ除クニシテ券面額一萬圓以下ノモノハ之ヲ日本銀行ニ委任ス
  - (七) 證券輸入許可事務中軍人軍屬ノ中華民國ヨリノ貯金通帳ノ携帶輸入ニ關スルモノハ税關ニ委任ス

行政事務、廢止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

一、金幣機關ニ納スル検査ニ付テハ金幣機關、其健強化、萬事必

妥ナルモノハ之ヲ強化スルモ足例的一般發金ハ一時之ヲ停止

ス

二、左記事項ノ官報掲載ハ之ヲ廢止ス

三、地方金幣局長、理事長、任命

四、全國金幣統制會副會長、理事長又ハ理事、辦事若ハ死亡

五、廢止（施行規則、改正ヲ要ス）

六、總理部庫官人與國民、辦理呈文又ハ接待、辦事又ハ光化

七、廢止（施行規則、改正ヲ要ス）

八、地方金幣局長及統制組合、統制規定、設立並廢止（令ノ

- 四、(略)銀行券發行週報
- 三、左ノ銀行局關係調查ノ恒例的發表ハ之ヲ廢止ス  
普通銀行其ノ他異動調無壽會社合同成立狀況
- 每月一回
- 二、許可認可事項等ノ整理
- イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ
- 二、銀行法特殊銀行法其ノ他業法上ノ許認可事項中左ノモノハ之ヲ廢止ス
- (1)貯蓄銀行及信託會社關係
- (2)輕微ナル定款ノ變更一貯銀法及信託業法ノ改正ヲ要ス
- (3)横濱正金銀行關係
- 取得物件ノ處分延期一條例ノ改正ヲ要ス
- (4)朝鮮銀行關係
- (A)本邦内ニ本店ヲ有スル他銀行トノ「コルレスボンデング」

- (A) 公共團體ニ對スル無擔保貸付（法ノ改正ヲ要ス）  
(B) 他銀行ノ業務代理（法ノ改正ヲ要ス）  
(C) 他銀行ノ業務代理（法ノ改正ヲ要ス）
- (四) 臺灣銀行關係
- 本邦内ニ本店ヲ有スル他銀行トノ「コルレスボンデンス」  
ノ締約（法ノ改正ヲ要ス）
- (五) 日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及農工銀行關係
- (A) 農務上餘裕金ノ預入銀行（勸銀法及農工法ノ改正ヲ要ス）  
(B) 貸付金利子最高歩合ノ決定但シ直前營業年度ニ於テ定メ  
タルモノト同一ナルトキニ限ル  
（勸銀法、農工法及拓銀法ノ改正ヲ要ス）
- (六) 日本興業銀行關係
- 本邦内ニ本店ヲ有スル他銀行トノ「コルレスボンデンス」  
ノ締結（法ノ改正ヲ要ス）

- (A) 業務代理（法ノ改正ヲ要ス）但シ届出ニ改ムルコト
- (B) 業務上余裕金預入銀行（法ノ改正ヲ要ス）
- (a) 手形割引歩合、貸付利率、最高限度ノ決定但シ直前事業年度ニ於テ定メタルモノト同一ナルトキニ限ル（法ノ改正ヲ要ス）
- (iv) 稅民金庫關係
- (A) 業務代理（法ノ改正ヲ要ス）但シ届出ニ改ムルコト
- (B) 貸付利率、融通利率及補償料ノ最高限度其ノ他貸付、融通及補償料ニ關スル條件、決定但シ直前事業年度ニ定メタルモノト同一ナルトキニ限ル（法ノ改正ヲ要ス）
- 二、報告届出事項ヲ整理スルモノ
- 一、北海道拓殖銀行ノ抵當權實行報告ヲ廢止ス（命令書ノ改正ヲ要ス）
- 二、農工銀行ノ左、報告又ハ届出ヲ廢止ス（命令書ノ改正ヲ要ス）
- 三、公金銀行、農林銀行（支店）、改正ヲ要ス

支那銀行監理規程改正要ス  
監理官は、監理官の職務、監理官の権限、監理官の職務執行の方法等を規定する。

#### 第一 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

#### 第二 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

#### 第三 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

#### 第四 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

#### 第五 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

#### 第六 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

#### 第七 職務執行の方法

監理官は、監理官の職務執行の方法を規定する。

- 8、中央官廳の権限の地方官廳等への委譲
- 一、北海道拓殖銀行ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ北海道廳ニ委譲スルモノトス
- (一)北海道内ノ同一市町村内ニ於テスル本店以外ノ營業所ノ位置

卷之三

子也。故其後人之有才者，皆以子也。故其後人之有才者，皆以子也。

卷之三

多謝諸君以詩為我，我亦不勝感動，但恐不能盡答，故特此辭謝。

其後又復有此，則是其子也。故曰：「子之子」。

故其子曰：「吾父之子，其名何也？」

卷之三

卷之三

卷之三

位世變更届（命令書ノ改正ヲ要ス）

北海道内ノ同一市町村内ニ於テ爲タ本店以外ノ營業所位置  
變更ヲ實行延期承認一命令書ノ改正ヲ要ス

工銀行ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方廳ニ委譲スルモノ

## 代理店設置ノ認可（法ノ改正ヲ要ス）

及銀行法ノ改正ヲ要ス」

同市町村内ニ於テスル代理店位置變更ノ承認一規程ノ改

代理店契約ヲ變更消滅又ハ更新ノ届出、一規程ノ改正ヲ要ス

固一市町村内ニ於テ爲シタル本店以外ノ營業所ノ位置變更

- (四) 同一市町村内ニ於テ爲ス本店以外ノ營業所位置變更及代理店設置ノ實行延期承認(規程ノ改正ヲ要ス)
- 三、普通銀行ニ關シ左ノ事項ニ關スル事務ヲ金融統制團體ニ委譲スルモノトス
- (一) 地方銀行ノ其ノ本店ノ存在スル府縣内ニ於ニスル代理店設置ノ認可(法ノ改正ヲ要ス)
- (二) 地方銀行ノ其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル營業所ノ位置變更ノ認可(法ノ改正ヲ要ス)
- (三) 地方銀行ノ其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル代理店位置變更ノ承認(細則ノ改正ヲ要ス)
- (四) 地方銀行ノ代理店契約ノ變更消滅又ハ更新届(細則ノ改正ヲ要ス)
- (五) 常務從事取締役、文配人、他會社常務從事ノ認可(法ノ改正ヲ要ス)

- (イ) 常務從業取締役、支配人他會社、常務ニ從事セザルニ至リタルトキノ届出(細則ノ改正ヲ要ス)
- (ウ) 普通銀行ノ兼營業務ニ關スル業務ノ種類及方法書變更ノ認可(兼營法ノ改正ヲ要ス)
- (エ) 營業用土地建物ノ取得新設又ハ改良ノ承認
- 四 貯蓄銀行ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ金融統制團體ニ委譲スルモノトス
- (一) 其ノ本店ノ存在スル府縣内ニ於テスル代理店設置ノ認可(法及銀行法ノ改正ヲ要ス)
- (二) 其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル營業所位置變更ノ認可(法ノ改正ヲ要ス)
- (三) 其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル代理店位置變更ノ承認(細則及銀行法細則ノ改正ヲ要ス)
- (四) 代理店契約ノ變更消滅又ハ更新届(細則及銀行法細則ノ改正

- (一) 董事會ノ改定ヲ要ス
- (二) 常務從事取締役、支配人ガ他會社常務ニ從事セザルニ至リタ  
ルトキノ届出一細則及銀行法細則ノ改正ヲ要ス
- (三) 業務ノ種類及方法書變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
- (四) 投資證券等ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
- (五) 計用土地建物、取得新設又ハ改良ノ承認
- (六) 計會社ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ金融統制團體ニ委託ス  
ルモノトス
- (一) 業務ノ種類及方法書變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
- (二) 計用土地建物、取得新設又ハ改良ノ承認
- (三) 計會社ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方支父ハ金融統制會ニ  
委譲スルモノトス

(四)監事又ハ法第十四條ノ代理人ノ選任又ハ退任ノ届出一規則  
・改正ヲ要ス

内事業用土地建物ノ取得、新設又ハ改良、承認  
七名稱變更、事務所設置、廢止若ハ位置變更ノ實行届出一規則  
・改正ヲ要ス

(一)定款變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス  
①業務ノ種類及方法等變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス  
②投資有價證券ノ認可一法ノ改正ヲ要ス  
四特別配當率、認可一規則ノ改正ヲ要ス  
因出資配當率引上ノ承認

(二)營業用土地建物取得、新設又ハ改良ノ承認 一地方廳  
七市街地信用組合ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方廳ニ委譲ス  
ルモノトス

(三)投資有價證券ノ認可一法ノ改正ヲ要ス(一監督委員會)

(四)利益配當ニ關スル承認 一地方廳

八、銀行等資金適用令監係ノ許認可、報告、届出ニ關スル事務ノ  
日本銀行（支店ヲ含ム）ニ對スル委任ノ範圍ヲ擴大シ手續ヲ  
一層簡易ナラシムルモノトス

- 1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化  
イ、廢止又ハ停止スルモノノ
- 2、保険年鑑等ノ刊行ハ之ヲ停止スルモノトス
- 3、左ノ各項ニ該當スルモハソノ官報掲載ヲ廢止スルモノトス  
シ業種別統制令ノ理長又ハ理事・辭任又ハ死亡ノ届出  
ヨリ保険業法施行規則第二十五條ノ保険事業成績表ハ廃計
- 4、保改會社等ニ對スル検査ニ付テハ之ヲ強化シ必要ナルモノハ之ヲ強化スルモノ定例的一般検査ハ一時之ヲ停止スルモノトス
- 5、毎月末現在保険會社資金運用狀況一覽表ノ發表ヲ廢止スルモノトス
- 6、許可認可事項等ノ整理  
イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

報告届出、爲シタルトキハ同一事項ニ付有價證券業取締法、  
有價證券引受業法、關係法令ニ依ル報告、届出アリタルモノト  
看做スコトニ付考究スルモノトス（法律改正フ要ス）

株主總會附議案及役員退職金支給ノ承認制ヲ廢止スルモノトス

二、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、有價證券業取締法關係法令ニ依リ取引員、證券引受會社又ハ  
有價證券業者ノ支店ノ關係地方長官へ提出スペキ業務報告書  
ノ副本ノ提出ヲ支店分ノミトスルモノトス（旅行規則ノ改正  
フ要ス）

二、保險業法施行規則第二十五條第三項ノ報告ヲ廢止スルモノト  
ス（旅行規則ノ改正フ要ス）

三、保險業法第八十二條ニ基ク年曆報告ヲ簡略化スルモノトス（施行  
規則改正フ要ス）

四、損害保險業者保險法施行規則第二十六條ノ再保證申請書

此後，我常到處走走，遇到人就說：「我是新嘉坡人。」這時，我常常被誤會為是中國人，因為當時中國人多，而且中國人說的國語，我聽來很熟。我常常被誤會為是中國人，因為當時中國人多，而且中國人說的國語，我聽來很熟。

卷之三

時人謂之子雲之賦。其後漢張衡作《二京賦》，又以賦名。

卷之三

卷之三

ニ添何スベキ證憲督頭ヲ簡略化スルモノトス  
央官廳ノ權限、地方官廳ヘノ委譲

一 保険業法ニ基ク許可、認可、権限中輕微ナルモノノ定款變更ニ  
關スル認可、重役、他業從事ニ關スル認可ヲ権限ハ之ヲ金融統

二、有價證券業取締法、有價證券割賦販賣業法、有價證券外務員取締規則關係、許認可、報告、屆出ニ關スル事務、一部ヲ地方廳

(一) 有價證券業取締施行規則中第八條但書、第十條但書、第十八條但書、第十九條但書及第二十四條但書ニ基ク認可、承認ニ關スル事務ヲ地方廳ニ委譲ス（施行規則、改正ヲ要ス）  
(二) 有價證券割賦販賣業法第二十二條ニ依リ同法第五條及第十二條ニ依ル主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方廳ニ委譲ス（勅令ノ制定ヲ要ス）

(三)有價證券外務負取締法施行規則ヲ改正シ外務員之登録及其外

シ取引員外務員ノ登録等ニ關スル事務ハ之ヲ日本證券取引所  
ニ委譲スルコトニ付研究中

(事賣局)

1. 行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

二、各種統計ニ再検討ヲ加ヘ之ヲ簡素化シ又ハ廢止スルモノトス

(一)事業統計又ハ要覽(地方局作成)ノ刊行ヲ停止シ資料ノ蒐集保全ニ止ムルモノトス

(二)事賣局統計年報ノ刊行ヲ停止スルモノトス

三、定期的刊行物、其ノ他各種刊行物ヲ再検討シ之ガ整理ヲ行フモノトス

(一)煙草耕作實積(地方局作製)ノ印刷ヲ廢止シ關係方面ニ對シテハ簡素ナル體寫刷ト爲シタルモノヲ配布スルモノトス

(二)煙草賣渡月報(本局作製)ノ印刷ヲ廢止シ關係部課ニ對シテ原原本チ回覧スルモノトス

(三)氣象年報(本局作製)及種煙草概況(本局作製)ノ印

- 四葉煙草收納鑑定實錄（本局作製）及葉煙草收納高等級別表  
（本局作製）ノ印刷ヲ廢止要スレバ簡素ナル體験刷ト爲ス  
モノトス
- 四專賣史ノ編纂ヲ停止シ資料ノ蒐集保存ニ止ムルモノトス  
△現行專賣制度並ニ事業概要（本局作製）ノ編纂ヲ停止スル  
モノトス
- △役付工農報（本局作製）ヲ廢止スルモノトス
- 三、煙草植付検査及葉煙草收穫量目調査ヲ廢止スルモノトス  
煙草植付反別及葉煙草收穫量目ノ調査ハ事業上必要ナルモ  
獨立セル實地検査又ハ實地調查ノ方法ニ依ラズ產地狀況調  
査ヲ相當擴充シ之ト併セテ遠隔調查スルモノトス
- 四、煙草製造關係者ハ一時之ヲ廢止スルモノトス  
ロ、簡易化スルモノ

五 煙草販賣官署監督事務ハ事故防止及需給調査上必要ナル最

ルモノトス

(二) 製造煙草ノ配賦命令及回送命令湖間二ヶ月ヲ三ヶ月ニ改ム

四 煙草ノ配給命令、配賦命令及回送命令ノ期間ヲ左ノ通り擴張スルモノトス

ノトス

(一) 葉煙草ノ配給命令及回送命令期間六ヶ月ヲ一ヶ月ニ改ルモ

施行規則第二十二條ノ改正ヲ要ス

七 葉分ハ各種類共中、本葉ノ二區分トスルモノトス

(二) 等級ハ在來種ハ優等乃至五等、黃色種ハ優等乃至三等、バ

タレノ種ハ一等乃至三等トスルモノトス

三 黃色種ノ產地區分ヲ廢止スルモノトス

四 煙草ノ配給命令、配賦命令及回送命令ノ期間ヲ左ノ通り擴張スルモノトス

(一) 葉煙草ノ配給命令及回送命令期間六ヶ月ヲ一ヶ月ニ改ルモ

- 少限度ニ於テ重複的ニ之ヲ行フモノトス
- 2 許可認可並培等ノ整理
- イ 許可認可制度ヲ廢止スルモノ
- 一 煙草畠床ノ位置及坪數 煙草ノ本數ニ端スル許可制ハ廢止スル  
モノトス（煙草專賣法第七條及同法施行細則第六條ノ改正ヲ要ス）
- 二 煙草苗ノ譲渡譲受ニ端スル許可制ハ廢止スルモノトス（煙草專賣法第九條及同法施行細則第九條ノ改正ヲ要ス）
- 口 許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ準ルヘキ置置（届出制等）  
ヲ講ズルモノ
- 一 輸出煙草ノ綴置場所ニ端スル許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス  
（煙草專賣法第三十三條ノ改正ヲ要ス）
- 二 日家用煙草ノ許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス（煙草專賣法第九  
條及同法施行細則第二十二條ノ改正ヲ要ス）

三、 直轄地ノ販賣規則ニ於テ別ノ申告制ヲ施行スコト能ハ  
ザルキノ許可制ヲ申告制ニ改ムルモノニシテ、鹽賣法施行細  
則第十四條ヲ改正ヲ要ス

四、 鹽賣捌人ガ鹽賣捌人ニ非ザル者ヨリ鹽ヲ譲受ケ之ヲ販賣スルコ  
トヲ承認制ヲ申告制ニ改ムルモノトス、鹽賣捌規則第一條ヲ改  
正ヲ要ス

五、 粗製樟腦、樟腦油ノ納付期日延期又ハ變更、許可制ヲ申告制ニ  
改ムルモノトス、粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則第十一條  
ヲ改正ヲ要ス

二、 報告届出事項ヲ整理スルモノ

報告届出事項ヲ左ノ通廢止文ハ簡素化スルモノトス

廢止

一三七件

簡素化

六七件

三、 中央官廳、權限、地方官廳等ヘノ委譲

- 一、隨時製鹽地等管理令ノ適用上左ノ事項ニ何地方局長ノ権限ヲ擴張スルモノトス
- (1) 製鹽器具ノ他ノ製鹽用施設ノ貿賣其ノ他ノ指揮ニ際スル命令
  - (2) 鹽又ハ鹹水ノ使用又ハ消貨ニ關スル命令、制限若ハ禁止
  - (3) 煙草耕作並ニ特價配給關係事務中左ノ事務ヲ地方專賣局ニ委譲スルモノトス
- (1) 煙草耕作試驗係
- (A) 煙草試作ノ許可
- (a) 陞遷煙草取扱所ノ設置決定
  - (b) 煙草耕作指導事項ノ改正
  - (c) 煙草耕作表夥區域ノ決定
  - (d) 煙草耕作指導事項ノ改正
  - (e) 煙草耕作指示事項ノ改正  
一但シ種類、乾燥方法、精煉材料
  - (f) 煙草耕作許可試驗ノ施行
- (2) 特價配給關係

- 産業ラ中火取扱法規トスル上、被、父通業法規上場、争業場別  
價格特配数量ノ次定
- 三、鹽收納事務中左ノ事項ヲ鹽業組合ラシテ、取扱ハシムルモノトス
- (丁) 鹽包裝検査
- (乙) 等級量自記號押捺
- 四、地方專賣局長票議事項中左ノ事項ハ地方專賣局長ラシテ專行セシ  
ムモノトス
- (一) 鹽專賣法關係
- (A) 鹽及鹹水ノ製造及具ノ使用許可但シ臨時會金調整法上ノ許可  
ベラ要セズ且物動物資此種ラ必要トセザルモノニ限ル  
(B) 鹽及鹹水製造廢止許可
- (二) 臨時設鹽地等管理關係
- (C) 三千坪以下ノ製鹽地及製鹽地以外ノ製鹽用施設ノ他用途ヘシ  
轉換許可

(c) 令ニ伴フ裁定

(d) 市町村長又ヘ之ニ準ズベキモノニ對スル特定事務以外ノ監

配給事務ノ委任

共済組合ノ事務ニ付左ノ如ク措置ズ

(一) 公傷病年金、公傷病一時金及殉職金ノ決定ヲ地方專賣局長ニ委

任ス

(二) 本局ニ於テ證書ヲ發行シタル共済組合年金受給者ノ年金證書發

行原票其他ノ整理ヲ地方專賣局長ニ移管ス

(三) 退職給付ノ額ヲ減額セントスル場合ノ内議又ハ申報ヲ廢止ス

△  
指令全書ハ其等合

二、各項行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

三、各項刊行物ニ再検討ヲ加ヘ其ノ印刷ノ廢止又ハ簡素化ヲ圖ルモノトス

（一）官廳刊行圖書月報、法令全書、規則錄ノ發行ヲ停止ス

（二）各官廳ヨリノ不急各種印刷物ノ注文ハ之ヲ受ケザルモノトス

一、物品會計、歲入徵收事務ノ改善ニ依リ徵收事務ノ簡素化ヲ圖ルモノトス

（例ヘハ製品支拂券、製品納入券等ノ様式ノ改正）

二、福利事業中万面福利委員制廢止ハ之ヲ廢止スルモノトシ之ニ伴ヒ  
附隨事務ノ著少ヲ圖ルト共ニ逕撤ナル者帳簿ノ廢止ヲ爲スモノトス

2. 許可認可事項等ノ整備

該當事項ナシ

3. 中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委譲

該當事項ナシ

甲號各省關係

一、地方特別官廳ヲ整理シ其ノ權限ヲ地方廳ニ委譲スルコト

(大蔵省)

當省ノ地方特別官廳ニ付テハ現在ニ於テハ特ニ整理委譲ヲ  
右ニ對ス  
必要トズルモノ無キモ之等特別官廳ノ行フ事務ニ付テハ地  
ル意見  
万廳ト最モ緊密ナル連絡ヲ採ル様今後益々留意致スベシ

事項	基礎法令	措置意見
都道府縣職業紹介委員會委員ノ任命 地方公會保育署委員会委員ノ任命 從業者ノ懲處及退職ヲ制限スベキ工場ノ指定	職業紹介委員會官制第六 條第一項 社令保育署委員会規則第十九 等整合統一條	府縣長官（監視廳ハ管 理監督）ニ於ケルコト 地方長官ヲシテ行ハシム ルコト
就職命令ニ依ル就職先工場ノ指定	同 令第十一條ノ二 地方法規第十七 ルコト	地方長官ヲシテ爲サシム

二ノ回

中央各廳業務ノ移譲三回シ措置スペキ專項概不左ノ如シ

(回)

(回)

(回)

<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>	<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>
<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>	<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>
<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>	<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>
<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>	<p>就職命令ニ依ル勞務配置ノ申 請</p> <p>就職命令ノ發給</p> <p>技能者養成令ノ適用工場、事 業場ノ指定並<sup>十</sup>許可</p> <p>技能者養成令ノ承認の免除</p> <p>規約變更、預算、保險料額更 準備金其ノ他主要財產處分、 起債ノ認可</p> <p>國生大臣ノ營繕保護事業者ノ 認可</p>

④	厚生大臣ノ指定スル事業者タ ラントスルノ届出	療養保護事業者ノ鑑定保護事 業廢止ノ厚生大臣ノ許可
⑤	添第十九條ノ規定并依ニ事業者 イ認可申請書、提出	療養保護法施行規則第二 條
⑥	添第十九條ノ規定并依ニ事業者 イ認可申請書、提出	地方長官ニ認可スルコト
⑦	國道府縣ニ非ザル者ノ厚生大 臣ノ少年教護院設置ノ認可	地方長官ニ移譲スルコト
⑧	認可少年教護院ノ内容ニ變更 アリタル場合ノ厚生大臣ヘノ 届出	地方長官ニ移譲スルコト
⑨	少年教護法第七條	地方長官ニ移譲スルコト

△	旭川市ニ貸付シタル土地ヲ線 故アル舊土人ニ無償下附ノ認 可
⑨	産婆學校ノ指定
⑩	旭川舊土人保護地處分法 第一條
⑪	北海道廳長官ニ移譲スル コト
⑫	產婆規則第一條
⑬	地方長官ニ移譲スルコト
⑭	汚物處理ニ關スル手數料又ハ 使用料ノ新設又ハ變更
⑮	北海道廳長官ニ移譲法施行規則第八 條ノ二
⑯	水道條例ニ依ル職權委任ノ擴大ス
⑰	水道條例第二十一條ノ二
⑱	地方長官ニ移譲スルコト
⑲	軍事扶助限度ノ認可申請
⑳	下水道竣工期限ノ變更認可
㉑	下水道法第二條
㉒	軍事扶助法施行令第三條 及第四條ノ二
㉓	地方長官ニ移譲スルコト 認可申請ヲ要セザラシム
㉔	以上二十一件

右ニ對ス當省關係事項トシアハ無難會社ニ陳スルモノト思科セウル所之等會社ノ實情ニ就ミ一部廢止万考願ベシ

(3) 二、前令士知内長官ノ権原ニアルモノラ、誰令、處置等ニ依リ主權ヲ回復本惑シ受ケツツアルヲ全廢スルコト

同人有白雲先生一詩後續  
其詩曰：  
君家有白雲，不作山中雨。  
我有山中雨，不作君家雲。  
此詩妙在以雨比人，以人比雨，  
人雨合一，妙不可言。余深愛之。  
故作此詩以應之。

同人有白雲先生一詩後續  
其詩曰：  
君家有白雲，不作山中雨。  
我有山中雨，不作君家雲。  
此詩妙在以雨比人，以人比雨，  
人雨合一，妙不可言。余深愛之。  
故作此詩以應之。

同人有白雲先生一詩後續  
其詩曰：  
君家有白雲，不作山中雨。  
我有山中雨，不作君家雲。  
此詩妙在以雨比人，以人比雨，  
人雨合一，妙不可言。余深愛之。  
故作此詩以應之。

各 省 領 係 事 務		地 點	便 利
名	備 考		
一、地方領事官廳ヲ整理シ其ノ權限 ノ範囲ニ委譲スルコト等ニ當 る者ノ地方領事官廳ニ付テハ領 事ナル者専々據フコト	厚生省監修ノ地方領事官廳ハ ナシ	厚生省	便 利

「法令上地方長官ノ權限ニアルモノ  
ノヲ訓令、通牒等ニ依リ主綱省  
ニ密告承認・受ケツツアルヲ全  
體スルコト  
モノトス

(5)

西教導府等々開位ナスル各機関、  
事務、各社其ノ他補助團體ニ對  
スル監督權（稽覈命令、水道  
金事務又任免權）ヲ地方廳ニ委  
託スルコト

地方事務ノ選任ニタル各課ノ委  
託金通報及賃金支拂額ノ監督任  
ヲ地方廳ニ一任スルコト

五教導事務等出ノ預金ニ於テハ主  
要大臣ノ権限ニ屬スル事項上機  
会社ガ某ノ責任ニ於テ専  
モノトス

六教導事務等出ノ預金ニ於テハ  
總大臣ノ権限ニ屬スル事項上機  
会社ガ某ノ責任ニ於テ専  
モノトス

行シ得ル金ヲ折クコト

○ナシ得ル金ヲ折キアルモ、  
尙本件ニ取シテハ專任ノ權限  
ニ副ヒ指揮スルモノトス

内閣ニ於テ統一的ニ差度セラ  
レタシ

七國庫補助賄員ノ昇給、昇格、國  
庫職員ノ身分所廢並ニ旅費支給  
額ノ點ニ關シテハ地方廳ニ一任  
スルコト

昇給、昇格等ニ付テハ可及的  
一任スルモ、國庫補助員ノ後是  
額通及旅費支給ニ取シテハ事  
務ノ性質上要望ニ照ヒ辦シ

八官公吏等修業費ノ支支出張ツ相

差支ナキモ内閣ニ於テ統一的

(6)

開き方等官公委員スルコト

中央宣傳は難スル報告ハ最少

陽極で整理シ且簡易化。國ル

コト

ニ基盤セラレタシ

本件ニシテハ從來ヨリ報告

ノ整理及簡易化を基メ來ロダ

ルトコロナルモ此ノ際報告ノ

徹底的整理簡易化ニ努ムルモ

トス

原生生活保護事項

件

名

意圖  
ノ謀  
更見

厚生省ノ特許業

特許

新規特許令ニ依ル許可

新規

(但シ被付及喪失特許開

開・喪失)

令第四條、第十七條、第十八條乃至第十一條、第十二條及第十四條ノ許可認可八項出、改メ、今則第六條ノ認可ハ之ヲ廢止シ、今第二條ノ持能者基成令ノ流用工場ノ指定及今第二條(則第二條)ノ之該該者基成令ノ許可ハ之ヲ最方長官ニ委譲スルモノトス

新規特許令ニ依ル特許業

新規

新規特許令ニ依ル特許業

新規

セイセイスル事務所の事務員

委員

同右

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

(6)

九 健康保険組合ノ組合債、  
起シ起債償還ノ方法利息

八 健康保険組合ノ重要ナル  
財産ノ處分ヲナサントス  
ル場合ノ認可權

七 健康保険組合ノ保険料率  
變更ノ認可權

六 健康保険組合ノ毎年度收  
入支出ノ預算（組合設立  
ノ場合、除ク）及其ノ更  
生、又ハ追加ノ認可權

五 健康保険組合ノ主々ル事  
務所（本スル在處得哈組  
合ノ監督ヲ期スル場所）

四 健康保険組合ノ保険料率  
變更ノ認可權

三 健康保険組合ノ重要ナル  
財産ノ處分ヲナサントス  
ル場合ノ認可權

二 健康保険組合ノ保険料率  
變更ノ認可權

一 健康保険組合ノ重要ナル  
財産ノ處分ヲナサントス  
ル場合ノ認可權

セイセイスル事務所の事務員

セイセイスル事務所の事務員

セイセイスル事務所の事務員

ノ定率ヲ定メ又の變更セ  
ントスル場合ノ認可ノ權  
限

○醫療保護法ニ依ル事業者  
ノ指定期可、施設ノ經  
營費額ノ限度等ニ關ス  
ル主務大臣ノ權限

二、國民醫療法ニ依ル事業者  
可ノ權限

事業者ノ指定認可ニ關シテハ委譲  
スルモノトスルモ、其ノ他ノ事項  
ニ關シテハ尙水研究ノ要スト認ム  
國民醫療法ニ依ル許可認可及特殊  
主要ナルモノハ科名草門類様ノ許  
可テ、全國的統一ノ要スルモノナル  
ム以テ直ニ委譲シ得キモノト認ム

○  
事業者  
認可  
指定

三、代用精神病院及代用花柳  
病院診療所ノ指定ノ權限

指定ノ委譲スルハ支障ナキキ財庫  
補助ノ縣係モアリ國庫負擔ノ問題  
ヲ先決ズルニ非ザレバ直チニ委譲  
シ難キモノト認ム

四、社會事業法第十一條ノ規  
定ニ依ル社會事業團體等  
對スル國庫補助ノ決定ニ  
關スル權限

研究中ナリ

五、國民健康保險法第四十七  
條ノ規定ニ依ル國庫補助  
ノ決定ニ關スル權限

一、國民健康保險法第四十七  
條ノ規定ニ依ル國庫補助  
ノ決定ニ關スル權限

⑥	件⑨	X
一 五 三	委 員 會 委 員 會 委 員 會	廢 止 廢 止 廢 止 廢 止
五 三 二 一 一 一 一 一	五 三 二 一 一 一 一 一	五 三 二 一 一 一 一 一
五 三 二 一 一 一 一 一	五 三 二 一 一 一 一 一	五 三 二 一 一 一 一 一
五 三 二 一 一 一 一 一	五 三 二 一 一 一 一 一	五 三 二 一 一 一 一 一

⑥	件⑩	X
一 七 一 一 一 一 一 一	委 員 會 委 員 會 委 員 會	廢 止 廢 止 廢 止 廢 止 廢 止

## (備考)

儀表標二〇印附シアユモノハ九月二十六日附以テ國政委等取締人案セシトシ  
テ内閣「提出済ノ「中央各廳事務ノ秘託ニ附スル件」及「許可認可事項ノ放題ニ  
附スル件」ニ押記提出セルモノナリ

乙号

## 厚生省關係事項

件名	委議	厚生省ノ指證意見	備考
一汚物處分手段料條例ノ認可	意側協ノ議會見望長	委議スルモノトス	
一被民醫療法ノ施行規則第八條ニ依ル醫歯又ハ歯科鍾籍ノ訂正	醫歯及歯科鍾籍ハ厚生省ニ拂ヘオクモノナルヲ以テ、之ガ訂正ノミタ委議スルコトハ困難ナリト認ム		
一勤労管理ニ臨スル指導統一規章等ヲ地方廳ニ一元化	勞務官事務所六十九月一日ヲ以テ之ヲ廢止セリ		

的ニ端一セシムルノ任勞

務官事務所廢止ノ件)

一重慶事業場勞務管理局ノ  
任命

委議

近ク委議セントス

省略

危険有害業場等ノ就業禁止措置ハ  
全般的ニ統一スルヲ委スルヲ以テ  
廢止シキモノトス

一工場法施行時特例第三條ノ  
許可ヲ爲スニ當リ厚生省  
ヘノ協議

委議

全般的税制ヲ委スルモノヲ除キ其  
議ハ之ヲ廢止スルモノトス

甲號二  
ト重複

一資金就効令第十四條ニ基  
ク資金臨時措置令適用  
申請者ノ給與増額申請ニ  
對スル許可前ニ於ケル動  
労局長ヘノ協議

省略

他府縣ト關係アル申請ヲ除キ其  
ハ之ヲ廢止スルモノトス

甲號三  
ト重複

一工場事業場技能者養成令  
施行規則第三條但書ニヨ  
ル認可申請ニ對スル認可  
前ニ於ケル大臣ヘノ累詣

省略

票向ハ之ヲ廢止スルモノトス

甲號四  
ト重複

一工場事業場技能者養成令  
施行規則第五條之規定ニ  
施行規則第五條之規定ニ

省略

昭和十八年十月五日勅令第二八三  
號シ認可ニ就て該款ヲ以テ既ニ廢止マリ

後ノ報告

同本則第三條ノ認可ハ國由正改

一工場事業場技能者養成令  
施行規則第五條之規定ニ

省略

同本則第三條ノ認可ハ國由正改

⑨ ⑩ ⑪

一 健康保険組合ノ運営費率  
處分認可

一 健康保険組合ノ運営費率  
處分認可（追加）

一 健康保険組合ノ運営費率  
處分認可（追加）

一 健康保険組合ノ運営費率  
處分認可（追加）

一 健康保険組合ノ運営費率  
處分認可（追加）

委 譲 同 時

委 譲 同 時

委 譲 同 時

委 譲 同 時

委 譲 同 時

右

右

右

右

右

甲號七  
重複印  
甲號六  
重複印  
甲號五  
重複印

⑫ ⑬ ⑭

一 工場事業場役託者養成会  
施行規則第八條ニ依ル委  
嘱工ノ委嘱承認済況ニ就  
ハル認可申請ニ對スル大  
同へノ認可前項向

一 健康保険組合規約變更認  
可（伍シ合併又三分割ニ  
ヨリ設立スル組合ノ分ヲ  
除ク）

委 譲 同 時

同 石

組合ノ設立アル事務所方同一都道  
府県内ニ在ルモノニ限リ之ヲ委譲  
スルモノトス

印號四  
重複印

改め減免ニ關スル認可申  
ニ止ム

ムルモノトス

(⑨) 二以上ノ道府縣ニ専ル健  
康保育組合監督ニ就スル  
福

委  
議

組合ニ建立アル事務所ガ同一部  
府縣内事務在ムセソニ於リ之ガ監督  
西院モ及本院ヲ委譲スルヘ道富ナ  
リト認ムセヨ、二以上ノ都道府縣  
モ同ル事ノ事院シテハ委譲シ難キ  
事ト認ム

(⑩) 「労働船給詞整ニ歸スル」一  
部ノ權限

行政協議會地區別ニ労働  
船給アロツクヲ確立シ總

記一部權限ヲ協議會長ニ  
委譲シ以テ労働ノ効率、  
聯繫充足等ニ付綜合的有  
機的ナル運營ヲ期セムト  
ス

委  
議

行政協議會長ヲシテ其ノ地區ニ係  
ル労働船給詞統合調整ヲ為サシム  
ルモトス

委譲スルモノトス

(⑪) 『國民労務報委員会』運営ニ  
就スル件

委  
議

委譲スルモノトス

○

農民被用、其ノ解除、變  
更、田張作業放認ニ就ス  
ル権限

委  
議

被用變更、解除ニ就スル権限ノ大  
部分ハ之ヲ萬農官廳ト協議中ニシテ同一都  
道府縣内ニ於ケル田張作業ニ付テ  
ヘシ、其後ニ委譲済アリ  
事務所監督無許可並ニ國民労務報委員會計  
以テ委譲シ難キ者、効率後ノ學情

甲  
類

勞被者住宅供給計画事務  
甲住宅ヲ建設スル實社工

委  
議

人變化ニ伴フ府縣内ノ災害ニ付テ

ハ委譲スルモ支拂ナ半モノト語ム

(本等ニ於テハ達成戸數ノ

ヲ府縣別當近三万戸ノ

指示ヲ寫メ此比メ府縣ハ

其ノ範圍内ニ於テ支拂ス

ルコトシ後

總拘貰系勿從事若用住宅

ノ使用又ハ收用權ノ既定

ニ就スル太車ノ權限(土

館工作該管理使成收用节

ト成ルモノ)

### 委 譲

考究ノ上委譲スルモノトス

自國内ヲ潔用施設トスル

一旅館社年ノ追加深入額

當ニ茲スル大臣ノ權限勿

易敷、空帝ニ致ルモノ

交部舊殖務學校報、以該事

封以疏、因勅命

多務、並帝ニ致ルモノ

禁安所ニ於ケル即嫡女

給等ノ廻入風憲ノ認可ニ

付テシ等大臣へノ奏聞

多務、並帝ニ致ルモノ

禁安所ニ於ケル即嫡女

山城法典時例ニ成リ大

委 譲

禁安所ニ於ケル即嫡女

又御書ト商議ノ上考究スルモノト  
ス

考究ノ上委譲スルモノトス

禁安所ニ於ケル即嫡女

又御書ト商議ノ上考究スルモノト  
ス

禁安所ニ於ケル即嫡女

臣ノ行フ工事指定權

不資金就効告ノ運営ニ致シ

本道ヘ多賛議

又他處據據候ナキ申請

ハ當該地万般限リ處分

至度

2 質該地方海關監理府

總ト御承アル申請ヘ請

外府廳主協議決定致シ

勞働省災害扶助法施行令

三款ノ標準貢金ノ認可

至度

法定傳染病以外ノ傳染病

指定ニ該スル大臣ノ職務

一傳染病豫防法施行規則第

認可ヲ

三十九條ニ依ル大臣認可

後報告ト

厚生省職務責任用ニ屬

廢止

シ大臣ニ國スル事前協議

方略部隊法施行規則第八

委設

二ノ時局

全般的就効ヲ安スル緊要アルセ

テ既定廢止スルモノトス

委設

既定廢止スル事項ニ於ケン

民力保護法第十一條

廢止

事務課

中金一六九

被従者ノ被至並ニ徵空役ノ指證等  
ニ委スル三義ヲ理万費支拂トスル

モノニ何テハ廢止スルモ支拂ナシ  
ト認ム但シヨハ結合ニシテハ報告

スルコト

一代用精耕病院ノ指定

議議

指定ヲ認証スルハ文書ナキモ別傳  
補助ノ關係モアリ風憲負擔ノ問題起  
ラ元次スルニ并拂レバ直チニ委譲  
シ難キセバト認ム

廢止スルモノトス

飲食店防護規則白紙ノ原  
請ノ許可ニ付スル事前打

合

現在ノ食品衛生ニ係り全般的ニ禁  
一スル要アルヲ以テ廢止シキモ  
ノト認ム

不燃類政防法第四條第一項  
第二點ニ依リ始終警防メ  
輸出品駁入税之認

本件済認書共ニ表ズ事前報告ノ通  
牒ナルヲ以テ支拂ナシト認ム

國庫補助ノ關係上國庫發給ノ問題  
先拂スルニ拂ザレバ度ニ廢止シ  
難キノト認ム

、神戸監察法施行令第十八  
條二十條至四條

現行法三元支拂ナシト認ム

委員会ノメモ

内閣認定書

官報

内閣ノメモ

阿片法並一條ハ從來酒日本地方專官  
ノ許可トシ之ヲ改正スルヲ准ト  
認メズハ尙ホ風法施行規則第一條  
ハ既ニ地方長官ヘノ届出ニ改正済  
ナリ

可及的所銷國ニ悉知スルモノトス  
文部省ト内閣ノ上考拿スルモノトス

委員會  
監督

下諭在保險法日本政府國旗  
監督ニ附スル所

一大陸の東隅處在與者ノ

新嘉坡國權力ノ申請三對

支那新嘉坡

(参考)

傳考柄ニ印・附シアルモノハ九月二十六日附テ以テ國政運營要務ノ實行矣  
と又據内閣ニ提出済ノ「中央各廳務ノ移譲ニ關スル件」及「許可認可事項  
を整理シ關スル件」ニ標記提出セルモノナリ